

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 325 回

今回は、リーダーに必要な能力についてお話しします。  
 すなわち「聞く耳を持たないリーダーは裏切られる可能性が高い」ということです。

信長と家康の比較論から少し勉強しましょう。

## 1.

信長がリーダーとして決定的に欠けている点は、聞く力がないということでした。信長は、自分は部下の意見をきちんと聞く上司だと思っていました。そして「自分は部下の意見に耳を傾ける度量の広い男」というイメージを大事にしたかったので「何でも相談せよ」と言いつつ、実際は聞く耳を持たない、裏表のある厳しい上司になってしまいました。

## 2.

一方家康には、関ヶ原の戦いの戦後処理において、各方面から出された助命嘆願をそれなりに聞いたことを始めとして、あらゆる事柄でまわりの声を聞き、参考にしながら自分の考えを貫く、ほどよい柔軟性がありました。家康は自らの見落としがある時はそれを認め、人の意見には真摯に耳を傾けました。それが彼の成功の要因の一つではないかと思えます。

やはりこの混迷の時代を生き抜くためには、「聞く力」に裏打ちされた対応力が大切です。またそれを歴史が証明しているようです。

「聞く力」と「語る」コミュニケーション能力。これが、必要なリーダー力ではないかと思えます。

## 前田の《今人生を語る》第 230 回

## めざめよ日本人 (152)

何かをしようとする時、途中であきらめたら、最初からやらなかったことと同じですね。つまり自分は必ず勝つと決意し、そして勝った姿をイメージし続け忍耐強く考え抜き、やり抜くこと。

「あと一歩」のところであきらめない気力が大切なのです。

## 給与所得控除額の見直し

- 給与所得控除額を一律 10 万円引き下げる。
- 給与所得控除の上限額適用を給与等収入金額 850 万円、その上限額を 195 万円に引き下げる。
- 平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年分以後の個人住民税より適用。

## 給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

## 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除額を一律 10 万円引き下げる。
- 公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
- 公的年金等以外の合計所得金額が 1,000 万円超となる場合は受給者の控除額を引き下げる。
- 平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年分以後の個人住民税より適用。

## 扶養親族及び特別障害者に関する所得金額調整控除の見直し

その年中の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、①本人が特別障害者に該当するもの②23 歳未満の扶養親族を有するもの③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有するものについては給与等の収入金額 (1,000 万円超の場合は 1,000 万円) から 850 万円を控除した残額の 10%を給与所得金額から控除することとされる。つまり、給与 850 万円超の障害者および障害者扶養者、子育て世帯が増税とならないための措置。一定の給与等収入までは、給与所得控除と基礎控除の合計額では変更なしとなる。平成 32 年分以後の所得税より適用。

## 基礎控除額の見直し

- 基礎控除額が一律 10 万円引き上げられる。  
(所得税 38 万円→48 万円、地方税 33 万円→43 万円)
- 合計所得金額に応じ基礎控除額が区分され、2,400 万円から逡減し、2,500 万円超はゼロとされる。
- 給与所得者は年末調整を受けるために、基礎控除申告書を給与支払者に提出することとなる。
- 平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年分以後の個人住民税より適用。